平成２７年（フ）第３５０１号
東京都墨田区向島３丁目６－15－201
債務者　小野崎恵子（旧姓大賀）
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３５０２号
東京都練馬区貫井４丁目10－６－101
債務者　中村　裕美
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３５０９号
東京都荒川区南千住１丁目54－10－101
債務者　當眞　直人
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３５１０号
千葉県君津市外箕輪１丁目１－24
債務者　長利　基樹
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３５１４号
東京都杉並区西荻北５丁目12－７－101
債務者　高橋　美樹
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３５１５号
東京都大田区西蒲田２丁目10－12－202
債務者　小磯　和子
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３５１６号
東京都板橋区高島平２丁目33－１－918
債務者　小枝　芳明
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３５１７号
東京都板橋区高島平２丁目33－１－918
債務者　小枝ミツ子
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３５１８号
東京都江戸川区東小岩４丁目17－14
債務者　櫻井　保男
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３５１９号
東京都江戸川区東小岩４丁目17－14
債務者　櫻井　順子
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３５２０号
千葉県市川市国分２丁目８－13－105
債務者　吉澤　　哉
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３５２４号
神奈川県伊勢原市高森３丁目12－41－101
債務者　寳田　知恵
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３５２５号
神奈川県茅ヶ崎市赤松町５－42－201
債務者　橋本　身江
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３５２６号
東京都板橋区四葉１丁目27－32－101
債務者　谷津　　晃
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３５２７号
東京都大田区大森中２丁目３－14－202
債務者　田中　和人
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３５３６号
東京都板橋区東新町２丁目５－３－303
債務者　金丸　　司
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部